

八代市議会 1 2 月定例会議案

（令和 6 年 1 1 月 2 5 日招集）

目 次

議案第 1 3 3 号	令和 6 年度八代市一般会計補正予算
議案第 1 3 4 号	令和 6 年度八代市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 1 3 5 号	令和 6 年度八代市介護保険特別会計補正予算
議案第 1 3 6 号	令和 6 年度八代市診療所特別会計補正予算
議案第 1 3 7 号	令和 6 年度八代市水道事業会計補正予算
議案第 1 3 8 号	令和 6 年度八代市簡易水道事業会計補正予算
議案第 1 3 9 号	令和 6 年度八代市下水道事業会計補正予算
議案第 1 4 0 号	専決処分の報告及びその承認について
議案第 1 4 1 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び 規約の一部変更について
議案第 1 4 2 号	財産の無償譲渡について
議案第 1 4 3 号	指定管理者の指定について
議案第 1 4 4 号	指定管理者の指定について
議案第 1 4 5 号	指定管理者の指定について
議案第 1 4 6 号	指定管理者の指定について
議案第 1 4 7 号	指定管理者の指定について
議案第 1 4 8 号	指定管理者の指定について
議案第 1 4 9 号	指定管理者の指定について
議案第 1 5 0 号	指定管理者の指定について
議案第 1 5 1 号	指定管理者の指定について
議案第 1 5 2 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について
議案第 1 5 3 号	八代市犯罪被害者等支援条例の制定について
議案第 1 5 4 号	八代市衛生処理センター条例の廃止等について
議案第 1 5 5 号	八代市道路占用料に関する条例の一部改正について
議案第 1 5 6 号	シルバーワークプラザ八代条例の廃止について

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 6 年 11 月 25 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 24 日
八代市長 中村 博生

記

令和 6 年度八代市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 6 年 度

八代市一般会計補正予算書

(第 10 号)

専決第 1 4 号

令和 6 年度八代市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 6 年度八代市の一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 0 0 0 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 1, 4 3 3, 8 0 0 千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 0 月 2 4 日専決

八代市長 中 村 博 生

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税		16,441,104	7,000	16,448,104
	1 地方交付税	16,441,104	7,000	16,448,104
補正されなかった款に係る額		54,985,696	0	54,985,696
歳 入 合 計		71,426,800	7,000	71,433,800

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 農林水産業費		4,352,087	7,000	4,359,087
	1 農業費	3,819,518	7,000	3,826,518
補正されなかった款に係る額		67,074,713	0	67,074,713
歳 出 合 計		71,426,800	7,000	71,433,800

一 般 会 計 補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	15,657,159	0	15,657,159
2 地方譲与税	681,000	0	681,000
3 利子割交付金	3,000	0	3,000
4 配当割交付金	61,000	0	61,000
5 株式等譲渡所得割交付金	42,000	0	42,000
6 法人事業税交付金	234,000	0	234,000
7 地方消費税交付金	3,154,000	0	3,154,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100	0	8,100
9 環境性能割交付金	71,000	0	71,000
10 地方特例交付金	705,000	0	705,000
11 地方交付税	16,441,104	7,000	16,448,104
12 交通安全対策特別交付金	14,568	0	14,568
13 分担金及び負担金	281,596	0	281,596
14 使用料及び手数料	764,872	0	764,872
15 国庫支出金	12,572,541	0	12,572,541
16 県支出金	7,215,354	0	7,215,354
17 財産収入	88,938	0	88,938
18 寄附金	2,232,775	0	2,232,775
19 繰入金	1,588,300	0	1,588,300
20 繰越金	1,140,000	0	1,140,000
21 諸収入	1,479,293	0	1,479,293
22 市債	6,991,200	0	6,991,200
歳入合計	71,426,800	7,000	71,433,800

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	367,855	0	367,855	0	0	0	0
2 総務費	8,157,331	0	8,157,331	0	0	0	0
3 民生費	26,792,694	0	26,792,694	0	0	0	0
4 衛生費	5,273,961	0	5,273,961	0	0	0	0
5 農林水産業費	4,352,087	7,000	4,359,087	0	0	0	7,000
6 商工費	2,280,209	0	2,280,209	0	0	0	0
7 土木費	5,953,974	0	5,953,974	0	0	0	0
8 消防費	3,023,314	0	3,023,314	0	0	0	0
9 教育費	5,962,182	0	5,962,182	0	0	0	0
10 災害復旧費	944,658	0	944,658	0	0	0	0
11 公債費	7,246,738	0	7,246,738	0	0	0	0
12 諸支出金	1,051,797	0	1,051,797	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳 出 合 計	71,426,800	7,000	71,433,800	0	0	0	7,000

2. 歳入

(款) 11 地方交付税		(項) 1 地方交付税		(単位：千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	16,441,104	7,000	16,448,104	1 地方交付税	7,000	
計	16,441,104	7,000	16,448,104			

3. 歳出

(款) 5 農林水産業費			(項) 1 農業費			(単位：千円)				
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 農業総務費	398,273	7,000	405,273	0	0	0	7,000	8 旅費	155	令和6年奥能登豪雨支援事業（置き畳）
								10 需用費	6,314	
								11 役務費	501	
								13 使用料及び賃借料	30	
計	3,819,518	7,000	3,826,518	0	0	0	7,000			

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、
令和 7 年 3 月 3 1 日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務
を変更し、熊本県市町村総合事務組合同規約（平成 1 6 年 9 月 2 9 日熊本県指
令市町村第 1 6 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出
八代市長 中 村 博 生

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合同規約（平成 1 6 年 9 月 2 9 日熊本県指令市町村
第 1 6 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 1 0 号に関する事務の項中「山鹿市、菊池市」を「菊池
市」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約別表第 2 の規定は、この規約の
施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害
を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、
施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金
に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しよ
うとするときは、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を経る必要
がある。

財産の無償譲渡について

本市は、下記のとおり財産を無償譲渡するものとする。

記

1 譲渡する財産

(1) 建物

所在地 八代市古城町 1 7 1 9 番地 2
構造 鉄骨造平屋建
延べ面積 6 1 0 . 5 0 平方メートル

(2) 工作物 (自転車置場)

所在地 八代市古城町 1 7 1 9 番地 2
構造 アルミ造
延べ面積 1 2 . 2 4 6 平方メートル

2 譲渡の相手方 八代市古城町 1 7 1 9 番地の 2
公益社団法人八代市シルバー人材センター
理事長 田 中 陽 子

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

財産を無償譲渡するには、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により
議会の議決を経る必要がある。

位置図



指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 八代市泉地域福祉センター
 八代市泉憩いの家
 八代市五家荘デイサービスセンター
 八代市柿迫生きがいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人八代市社会福祉協議会
- 3 指定管理者となる団体の所在 八代市本町一丁目 9 番 1 4 号
- 4 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 八代市立図書館
- 2 指定管理者となる団体の名称 T R C グループ 共同企業体
- 3 指定管理者となる団体の所在 東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号
- 4 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 やつしろハーモニーホール
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般社団法人八代弘済会
- 3 指定管理者となる団体の所在 八代市本町一丁目 1 0 番 3 5 号
- 4 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 八代市こいこい広場
- 2 指定管理者となる団体の名称 まちなか活性化協議会
- 3 指定管理者となる団体の所在 八代市本町二丁目 3 番 1 7 号
- 4 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 八代市日奈久温泉センター
東湯
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般社団法人八代弘済会
- 3 指定管理者となる団体の所在 八代市本町一丁目 1 0 番 3 5 号
- 4 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 八代市広域交流地域振興施設
八代市松中信彦スポーツミュージアム
- 2 指定管理者となる団体の名称 株式会社肥後畳表中央市場
- 3 指定管理者となる団体の所在 八代市千丁町太牟田 2 3 5 3 番地の 1
- 4 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 八代市日奈久観光交流施設
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般社団法人 D M O やつしろ
- 3 指定管理者となる団体の所在 八代市本町一丁目 1 0 番 3 6 号 ヨネザワビル
- 4 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 八代市産地形成促進施設東陽交流センター「せせらぎ」
八代市農林産物等直売施設「菜摘館」
- 2 指定管理者となる団体の名称 株式会社東陽地区ふるさと公社
- 3 指定管理者となる団体の所在 八代市東陽町南 1051 番地 1
- 4 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 25 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 五家荘平家の里
 緒方家
 左座家
 五家荘溪流キャンプ場
 五家荘自然塾
 梅の木轟公園管理施設
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般社団法人五家荘地域プロジェクト
- 3 指定管理者となる団体の所在 八代市泉町椎原 1 4 8
- 4 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律により、自由刑のうち懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されることに伴い関係条例の規定を整理するに当たり、所要の条例を制定する必要がある。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(八代市職員退職年金等支給条例の一部改正)

第1条 八代市職員退職年金等支給条例（昭和30年八代市条例第5号）
の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第9条第1項第2号中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、
同条第2項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第26条第1項第3号中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第29条第2号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第46条第1項中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第
2項中「禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

(八代市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第2条 八代市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和3
5年八代市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、
同項第3号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第15条第3号及び第22条第2号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第26条中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第46条第1項中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第
2項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(八代市情報公開条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 八代市情報公開条例（平成17年八代市条例第25号）第32条

(2) 八代市公害防止条例（平成17年八代市条例第208号）第33条

(3) 八代市行政不服審査条例（平成28年八代市条例第10号）第13
条

(4) 八代市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年八代市条例
第37号）第19条並びに附則第6項、第7項及び第13項

(八代市職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 八代市職員の分限に関する条例（平成17年八代市条例第37
号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 八代市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年八代市条例第
52号）第29条第3号及び第4号並びに第30条第1項第1号及び
第3項第1号

(2) 八代市職員退職手当支給条例（平成17年八代市条例第58号）第

- 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 4 条の見出し、同条第 1 項第 1 号、第 1 5 条第 1 項第 1 号並びに第 1 7 条第 4 項
- (3) 八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（平成 1 7 年八代市条例第 2 7 1 号）第 4 条第 1 号
- (4) 八代市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 1 7 年八代市条例第 2 7 4 号）第 6 条第 1 号

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は同法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 5 条第 1 号の規定による改正後の八代市一般職の職員の給与に関する条例第 3 0 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(八代市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行

に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 5 条第 2 号の規定による改正後の八代市職員退職手当支給条例第 13 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 17 条第 4 項並びに八代市職員退職手当支給条例第 17 条第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

八代市犯罪被害者等支援条例の制定について

八代市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、本市の犯罪被害者等の支援に関する基本理念等を定めるに当たり、所要の条例を制定する必要がある。

八代市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市の犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害から回復し、又はその被害を軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学している者及び市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、他の地方公共団体その他の行政機関及び民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。
- (7) 二次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解等による言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、二次被害を生じさせることがないよう行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、これを総合的に実施するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、第3条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることがないように十分に配慮しなければならない。

2 市民等は、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

（連携協力）

第6条 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との緊密な連携協力を図るものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等の支援に精通している者の紹介その他の必要な支援を行うものとする。

（経済的負担の軽減）

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第9条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

（未成年者への配慮）

第11条 市は、犯罪被害者等が未成年者であるときは、その者の年齢及び発達程度に応じて十分な配慮を行うものとする。

（市民等の理解の増進）

第12条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について市民等の理解を深め、並びに二次被害の防止を図るため、広報活動、啓発活動その他の必要な活動を行うものとする。

（民間支援団体の活動の促進）

第13条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に係る情報の提供その他の必要な施策を

講ずるものとする。

（意見の反映）

第 14 条 市は、犯罪被害者等の意見を把握し、これを犯罪被害者等の支援のための施策に反映するよう努めるものとする。

（委任）

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市衛生処理センター条例の廃止等について

八代市衛生処理センター条例を廃止する等の条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市衛生処理センターの稼働停止に伴い当該施設の設置及び管理に関する条例を廃止し、また、当該施設に係る特別作業手当に係る規定を削除するに当たり職員の特殊勤務手当を定める条例を改正するには、所要の条例を制定する必要がある。

八代市衛生処理センター条例を廃止する等の条例

(八代市衛生処理センター条例の廃止)

第 1 条 八代市衛生処理センター条例（平成 1 7 年八代市条例第 1 9 3 号）は、廃止する。

(八代市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第 2 条 八代市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 1 7 年八代市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 特別作業手当の項中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を第 6 号とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 1 5 日から施行する。

八代市道路占用料に関する条例の一部改正について

八代市道路占用料に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

道路占用料を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

八代市道路占用料に関する条例（平成１７年八代市条例第２０９号）の一部を次のように改正する。

別表占用料の金額の欄中「８３０」を「７８０」に、「１，２８０」を「１，１９０」に、「１，７３０」を「１，６１０」に、「７４０」を「６９０」に、「１，１９０」を「１，１１０」に、「１，６４０」を「１，５３０」に改め、同表中

「

法第３２条第１項 第１号に掲げる工 作物	その他の柱類	１本につき１ 年	７０
----------------------------	--------	-------------	----

」を

「

法第３２条第１項 第１号に掲げる工 作物	その他の柱類	１本につき１ 年	６０
----------------------------	--------	-------------	----

」に、

「

法第３２条第１項 第１号に掲げる工 作物	路上に設ける変圧 器	１個につき１ 年	７３０
----------------------------	---------------	-------------	-----

」を

「

法第３２条第１項 第１号に掲げる工 作物	路上に設ける変圧 器	１個につき１ 年	６８０
----------------------------	---------------	-------------	-----

」に

改め、同表占用料の金額の欄中「４４０」を「４１０」に、「１，４９０」を「１，３９０」に、「６２０」を「５８０」に、「９５０」を「７９０」に改め、同表中

「

法第３２条第１項 第２号に掲げる物 件	外径が０．１５メ ートル以上０．２ メートル未満のも の	長さ１メート ルにつき１年	９０
---------------------------	---------------------------------------	------------------	----

」を

「

法第３２条第１項 第２号に掲げる物 件	外径が０．１５メ ートル以上０．２ メートル未満のも の	長さ１メート ルにつき１年	８０
---------------------------	---------------------------------------	------------------	----

」に
改め、同表占用料の金額の欄中「１７０」を「１６０」に、「８００」を
「７５０」に、「０．００５」を「０．００４」に、「０．００８」を「
０．００６」に改め、同表中

「

法第３２条第１項 第５号に掲げる施 設	地下街及び地下室	階数が３ 以上のもの	占用面積１平 方メートルに つき１年	Aに０．０１を 乗じて得た額
---------------------------	----------	---------------	--------------------------	-------------------

」を

「

法第３２条第１項 第５号に掲げる施 設	地下街及び地下室	階数が３ 以上のもの	占用面積１平 方メートルに つき１年	Aに０．００７ を乗じて得た額
---------------------------	----------	---------------	--------------------------	--------------------

」に

改め、同表占用料の金額の欄中「４７０」を「３９０」に改め、同表中

「

法第３２条第１項 第５号に掲げる施 設	地下に設ける通路	占用面積１平 方メートルに つき１年	２８０
---------------------------	----------	--------------------------	-----

」を

「

法第３２条第１項 第５号に掲げる施 設	地下に設ける通路	占用面積１平 方メートルに つき１年	２３０
---------------------------	----------	--------------------------	-----

」に、

「

法第３２条第１項 第６号に掲げる施 設	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一 時的に設けるもの		占用面積１平 方メートルに つき１日	１０
	その他のもの		占用面積１平 方メートルに つき１月	９０
道路法施行令（昭 和２７年政令第４ ７９号。以下この 表において「令」 という。）第７条 第１号に掲げる物 件	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に 設けるもの	表示面積１平 方メートルに つき１月	９０

」を

「

法第３２条第１項	祭礼、縁日その他	占用面積１平	７
----------	----------	--------	---

第 6 号に掲げる施設	の催しに際し、一時的に設けるもの		方メートルにつき 1 日	
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	7 0
道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下この表において「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	7 0

」に、

「

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下この表において「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	1 0
		その他のもの	1 本につき 1 月	9 0
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	1 0
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	9 0

」を

「

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下この表において「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	7
		その他のもの	1 本につき 1 月	7 0
	幕（令第	祭礼、縁	その面積 1 平	7

7 条 第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	方メートルにつき 1 日	
	その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	7 0

」に、

「

令第 7 条第 3 号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0 . 0 3 4 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	9 0

」を

「

令第 7 条第 3 号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0 . 0 3 1 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	7 0

」に

改め、同表占用料の金額の欄中「1 5 0」を「1 3 0」に改め、同表中

「

令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0 . 0 1 9 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0 . 0 2 4 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0 . 0 3 4 を乗じて得た額

」を

「

令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0 . 0 1 4 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0 . 0 1 7 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0 . 0 2 5 を乗じて得た額

」に、

「

令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
------------------------	-----	------------------	----------------

」を

「

令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
------------------------	-----	------------------	----------------

」に、

「

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額

」を

「

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額

」に、

「

令第7条第13号に掲げる施設	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額

」を

「

令第7条第13号に掲げる施設	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八代市道路占用料に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

シルバーワークプラザ八代条例の廃止について

シルバーワークプラザ八代条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市シルバーワークプラザ八代の公益社団法人への譲渡に伴い当該施設の供用を廃止することから、その設置及び管理に関する条例を廃止する必要がある。

シルバーワークプラザ八代条例を廃止する条例

シルバーワークプラザ八代条例（平成１７年八代市条例第１８０号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（八代市暴力団排除条例の一部改正）

２ 八代市暴力団排除条例（平成２３年八代市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項中第２１号を削り、第２２号を第２１号とし、第２３号から第７５号までを１号ずつ繰り上げる。

